那覇市部活動の在り方に関する方針

令和７年３月

那覇市教育委員会

はじめに

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の顧問教師をはじめとした関係者の指導の下で学校教育の一環として行われ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的な意義があります。また、異年齢、同年齢の生徒や、教師等との交流の中で、好ましい人間関係の構築を図り、生徒自身が交流の中で自己肯定感を高めたりする等、生徒の人格形成や健全育成に大きな役割を果たしてきました。

しかし、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなってきていることや、種目によっては存続が厳しい状況にあります。また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、より一層厳しくなることが指摘されています。

生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するとともに、教員の働き方改革を進めていくためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要があります。

那覇市教育委員会は令和元年度に適切な部活動運営に向け、部活動の教育的意義や在り方に関する方針、また、体罰等の防止及び重大事故防止に向けた安全対策、健康面での留意事項等をまとめた「那覇市運動部活動の在り方に関する方針」及び「那覇市文化部活動の在り方に関する方針」を作成し、生徒の自主的・自発的な参加となるよう生徒が参加しやすい実施形態を工夫するとともに、適切な休養日や活動時間を設定し、より合理的でかつ効率的、効果的な活動を推進してきました。

今回、学校の部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動の機会を確保していくことや教員の働き方改革[1,2]を進めていくこと、また、将来的に学校の部活動が地域へ展開[3,4]することを見据え、これまでの「那覇市運動部活動の在り方に関する方針」及び「那覇市文化部活動の在り方に関する方針」を廃止し、学校の部活動を地域と連携した環境整備の在り方などについて、現時点での基本的な考え方を示した「那覇市部活動の在り方に関する方針」を策定いたしました。

各学校においては、本方針を参考に、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成を目指した適切な部活動運営するとともに、教職員、家庭、地域との共通認識の下、更なる学校の部活動の充実と地域連携・地域展開の推進に向けて、教育委員会と連携して取り組んでいただきますようお願いいたします。

令和７年３月
那覇市教育委員会
学校教育課

Ⅰ　学校部活動

学校部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものであるが、学校部活動を実施する場合には、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、以下に示す内容について取り組むことが重要となる。

１ 適切な運営のための体制整備

（１）学校部活動に関する方針の策定等

ア　那覇市教育委員会は国や沖縄県の「部活動の在り方に関する方針」を参考に、「那覇市部活動の在り方に関する方針」を策定する。

イ　校長は、那覇市教育委員会の「本方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）等を作成し、校長に提出する。

ウ　校長は、前記イの活動方針、活動計画及び活動実績を学校のホームページへの掲載等により公表する。

エ　那覇市教育委員会は、前記イに関し、各学校において学校部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

（２）指導・運営に係る体制の構築

ア　適正な部活動の設置

校長は、教師だけでなく、部活動指導員[5]や外部指導者など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置する。

イ　顧問の決定

校長は、教師を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。

ウ　活動計画と活動実績の確認

校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過度とならないよ

う持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

エ　部活動の適正な運営に関する研修

那覇市教育委員会は、部活動顧問を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする学校部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

オ　教員の業務改善

那覇市教育委員会及び校長は、教師の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針[6]」（令和２年文部科学省告示第１号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

カ　部活動指導員・外部指導者の配置

那覇市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。また、教師ではなく部活動指導員が顧問となり指導や大会等の引率を担うことのできる体制を構築する。部活動指導員が十分に確保できない場合には、校長は、外部指導者を配置し、必ずしも教師が直接休日の指導や大会等の引率に従事しない体制を構築する。

キ　部活動指導員等の研修

那覇市教育委員会は、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、学校部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修[7]を行う。

校長は、外部指導者の委嘱・配置に当たっては、県が行う部活動指導者研修会等を活用し、外部指導者の研修受講を推奨する。

【本市における外部指導者の役割】

外部指導者は、学校の方針に従って部活動指導の一翼を担うことができるよう、練習計画の相談や連絡、生徒に関する情報交換など、顧問との協働体制を密にしておくことが大切です。また、生徒一人一人を大切にし、人権に配慮した指導をすることが求められ、自らの言動が生徒の人権を侵害することにならないよう常に意識して指導する必要があります。

本市では、学校の教育計画に明記することで、部活動は教師や部活動指導員、外部指導者のもとでの活動を学校管理下の活動として行うことができます。また、大会によっては外部指導者の大会引率が認められています。そのような中で、外部指導者の研修機会を確保することは、これまでより一層重要となります。

２ 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

（１）適切な指導の実施

ア　体罰・ハラスメントの根絶

校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。

特に運動部活動においては、文部科学省が平成 25 年５月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則った指導を行う。那覇市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ　運動部における合理的で効率的・効果的な活動の推進

運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ　文化部における合理的で効率的・効果的な活動の推進

文化部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ　専門的知見を有する教員等との連携

部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

オ　部活動用指導手引の活用

部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、中央競技団体（スポーツ競技の国内統括団体）又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する学校部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引[8]を活用して、適切な指導を行う。

３　適切な休養日等の設定

（１）休養日及び活動時間

ア　休養日・活動時間の基準

運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究[9]も踏まえ、以下を基準とする。

- 学期中は、週当たり２日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも１日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも１日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- １日の活動時間は、長くとも平日では２時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は３時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様とする[11]。

イ　那覇市の役割

那覇市教育委員会は、１（１）に掲げる「本方針」の策定に当たっては、前記アの基準を踏まえるとともに、都道府県が策定した方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、後記エに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ　学校長の役割

校長は、１（１）に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、前記アの基準を踏まえるとともに、那覇市教育委員会が策定した方針に則り、学校部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ　休養日及び活動時間等の設定

休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市区町村共通の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

オ　那覇市立中学校の共通の休養日

本市としては、原則として、第３日曜日（家庭の日）と、その前日の土曜日を部活動休養日とする。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア　那覇市教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の学校部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者が配置できず、指導を望む教師もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないよう、当面、複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

イ　校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障がいのある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

ウ　那覇市教育委員会及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

エ　教育委員会及び関係機関等は、生徒数の関係で、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

【拠点校方式による部活動】

那覇市教育委員会では、生徒がスポーツや文化芸術活動に親しむ機会の体験格差解消や生徒の多様なニーズに応えていくための方策として、拠点校方式による部活動を学校と連携して設置します。

５ 学校部活動の地域連携

ア　那覇市教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。その際、各地域において、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する場を設けることも考えられる。

イ　那覇市教育委員会及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。

ウ　那覇市教育委員会及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。

エ　那覇市教育委員会及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

教員の負担の軽減を図りつつ、部活動の指導を充実していくためには、地域の幅広い協力を得て、部活動指導員や外部指導者などの外部の指導者を含めた指導体制を充実させることが重要です。

また、部活動は学校教育の一環として行われるため、教育課程と同様、保護者の理解を得ながら、費用や家庭での健康面での配慮などについて、家庭の協力を呼び掛けていくことが必要です。

参照資料

1 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」
（中央教育審議会 平成 31 年１月答申）

https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2019/03/08/1412993_1_1.pdf

2 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
（衆議院令和元年 11 月、参議院同年 12 月）
https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/200/f068_120301.pdf

3 地方公共団体の条例上「休日」と定められている日を指し、ほとんどの場合は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日。

4 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」
（令和２年９月 文部科学省）

https://www.mext.go.jp/sports/content/20200902-spt_sseisaku01-000009706_3.pdf

5 部活動指導員は、学校教育法施行規則第 78 条の２に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定を準用。平成 29 年４月１日施行）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/shiryo/__icsFiles/afieldfile/2017/08/17/1386194_04.pdf

6 「超勤４項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」と定義し、時間外在校等時間の上限を①１カ月 45 時間以内、②１年間 360 時間以内等としている。
https://www.mext.go.jp/content/20220929-mxt_syoto01-100002245_02.pdf

7 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成 29 年３月 14 日付け 28 ス庁第 704 号)」において、部活動指導員を制度化した概要、留意事項として部活動指導員の職務、規則等の整備、任用、研修、生徒の事故への対応、適切な練習時間や休養日の設定、生徒、保護者及び地域に対する理解の促進等について示されている。

https://www.mext.go.jp/sports/content/20210511-spt_sseisaku02-000014391_3.pdf

8 中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等は、その分野の普及や水準向上の役割に鑑み、学校部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引（競技・習熟レベルに応じた１日２時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項、暴力やハラスメントの根絶等から構成される、指導者や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を作成し、指導実態や状況の変化に応じた必要な見直しを行う。

中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等は、前記アの指導手引をホームページに掲載・公開するとともに、公益財団法人日本中学校体育連盟（以下「日本中体連」という。）や都道府県等と連携して、全国の学校における普及・活用を図る。

●陸上競技 中学校部活動における陸上競技指導の手引き （公益財団法人日本陸上競技連盟）	●サッカー 中学校部活動サッカー指導の手引き （公益財団法人日本サッカー協会）
●バスケットボール 中学校部活動におけるバスケットボール指導の手引き （公益財団法人日本バスケットボール協会）	●剣道 中学校部活動における剣道指導の手引き （一般財団法人全日本剣道連盟）
●ソフトテニス ソフトテニス部活動指導の手引き （公益財団法人日本ソフトテニス連盟）	●軟式野球 中学校部活動軟式野球指導の手引き （公益財団法人全日本軟式野球連盟）
●ソフトボール 中学校部活動におけるソフトボール指導の手引き （公益財団法人日本ソフトボール協会）	●テニス 中学校部活動「テニス」指導の手引き （公益財団法人日本テニス協会）

9 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも１週間に１～２日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/shiryo/__icsFiles/afieldfile/2017/12/20/1399653_01.pdf

10 学校教育法施行規則に定められている中学校の各学年の年間標準授業時数を、学習指導要領に示された年間 の授業週数に照らして１週間当たりに換算すると、１週間当たりの授業時数は 29単位時間（24 時間 10 分）である。一方、スポーツ庁「平成29 年度運動部活動等に関する実態調査」によれば、中学校の文化部活動の１週間の活動時間が「14 時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の42.0%、「21 時間を超える」と回答した 生徒の割合は全体の 21.7%であり、学校の教育活動の中心である教育課程内の活動と比して、部活動の時間がそれに匹敵する程度に長時間になってしまうことは、生徒の負担等の観点から適切ではないと考えられる。こうしたことを踏まえて、本方針では、１週間当たり長くとも11 時間程度となる文化部活動の活動時間の基準を定めた（平日は少なくとも１日、週末は少なくとも１日以上を休養日とし、１日の活動時間は長くとも平日では２時間程度、休業日は３時間程度を基準とする。）。

11 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和４年12月）スポーツ庁・文化庁」

https://www.mext.go.jp/sports/content/20221227-spt_oripara-000026750_2.pdf

12 「部活動等の在り方に関する方針（改定版）（令和３年12月）沖縄県教育委員会」

https://www.pref.okinawa.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/008/771/01_p0.pdf